第 18 回豐島廃棄物処理協議会議事録

日時 平成20年7月13日(日) 13:30~15:10 場所 豊島公民館 2階和室

I 出席協議会員(15名)

学識経験者

会長代理 岡市友利

申請人らの代表者

大川真郎 石田正也 中地重晴 長坂三治 濱中幸三 〇安岐正三 石井亨 香川県

田代健 瀧本関雄 工代祐司 〇吉田隆則 大森利春 浅野浩司 森敏樹 ※ 〇印は議事録署名人

Ⅱ 傍聴者

豊島3自治会関係者 約50名 公害等調整委員会専門委員 佐藤雄也 報道関係 3社(四国新聞、山陽新聞、毎日新聞)

Ⅲ 議事

開会

司会者から以下の報告があった。

- ・南会長は欠席である。
- ・県側協議会員として、平成20年4月1日付で瀧本環境森林部長、工代観光交流局 次長、浅野廃棄物対策課長、森資源化・処理事業推進室長が着任した。
- ・平成20年4月から、住民会議の議長が、長坂さんから濱中さんに交代した。
- ・公害等調整委員会の佐藤専門委員に出席していただいている。

岡市会長代理挨拶(要旨)

- ・豊島廃棄物等処理事業は、開始から5年を経過しようとしており、事業の折り返し点 に差しかかっている。
- ・これまでの処理実績は、計画量からすると少し遅れており、今後、いかに処理量を上 げていくかということが大きな課題になっている。
- ・前回の協議会でも、処理量を上げることについてご議論いただいたが、今回もそのこ とについてご意見をいただきたい。
- ・協議会の皆様の率直かつ活発なご意見をいただき、双方の信頼関係を一層深めて、そ の信頼に基づいた廃棄物処理が一刻も早く終わることができるよう願っている。

議題

(1)協議会の運営について

- 議事録署名人に安岐協議会員と吉田協議会員を指名し了承を得た。
- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

(2) 豊島廃棄物等処理事業の実施状況について

○県側説明

①豊島廃棄物等の処理量

・全体量 59 万 2 千トンに対し、平成 20 年 6 月末時点で処理量は 25 万 3 千トン余で、 処理量/全体量は 42.8%、処理量/計画量は 86.7%である。

②副成物の発生量及び有効利用量

- ・鉄は、前処理施設で磁力選別機という磁石が付いた選別機で取り、キルン炉で表面 焼却処理をして無害化をしている
- ・銅とアルミは、溶融炉で処理した後に、銅は、スラグと銅の比重差を利用して分別、 アルミは、少し柔らかく板状になるので、篩にかけてスラグと選別している。
- ・平成19年度、鉄の売却量は353トン、銅は507トン、アルミは売却していない。
- ・平成20年度も、ある程度ストックしてから、競争入札にかけて売却する。
- ・溶融飛灰は、排ガス中に含まれる粉じんで、バグフィルタで濾して取る。それを隣の三菱マテリアルの溶融飛灰再資源化施設に送って、そちらの方で銅、鉛や亜鉛を回収している。おおむね廃棄物の4%から5%の発生量で推移しており、平成19年度については、2,038トン発生している。
- ・溶融スラグは、シュレッダーダストと土壌を均一化したものを直島の回転式表面溶融炉で 1300℃くらいで溶融処理してガラス状になったものを水槽の中に入れて細かく砕いて回収したもの。廃棄物に対して、55%から 60%の割合で発生している。これまでの累計は14万9千トン、販売量は11万9千トンである。坂出、高松、小豆島にスラグステーションがあり、そちらで販売をしている。
- ・粗大スラグ、これはスラグが溶融炉から出てきたときに 20mm以上のものを篩で取ったもの。これを当初は再溶融をしていたが、スラグに混ぜても性状的に大丈夫ということで、平成 18 年度途中からスラグに混ぜて販売を行っている。
- ・シルト状スラグについても、再溶融を止めて、三菱マテリアル九州工場でセメント 原料として有効利用している。
- ・清掃ダストは、飛灰と同じように煙道系に出てくるもの。飛灰はバグフィルタで取れるが、清掃ダストは少し固まって煙道に付着したものである。これも平成 18 年度途中から、再溶融を止め、飛灰同様、三菱に処理を委託している。
- ・粗大スラグ、シルト状スラグ、清掃ダストについては、再溶融していたものを系外 で有効利用を図るということで、処理量アップ対策の一環で進めている。

③見学者数

・平成 16 年度から減少傾向が続いている。平成 19 年度は豊島直島併せて 5,789 人、 累計で豊島直島併せて 44,262 人の方が環境学習などの一環として視察に訪れた。

○住民側

- ・資料1では、全体量を59万2千トンで出している。また、特措法の事業計画で出した量は67万5千トンである。このように、全体量が不確定な状態なので、処理した量は間違いないが、処理の割合は変わってくる。事業計画の数字を基準にすると35.5%しか済んでないということになる。
- ・とにかく、全体量を掴まないと何%終わったといっても、机上の空論になってしまうので、できるだけ正しい量を住民に知らせてほしい。

○県側

・これについては、できるだけ早い時期に、見直し量を管理委員会に報告して、それ に基づいた処理計画を説明していきたいと考えている。

〇岡市会長代理

・県側は、廃棄物の残存量が推定できた段階で修正してくれると思う。

(3) 仮置き土のロータリーキルン炉による高温熱処理について

○県側説明

- ・処理量は、計画量に対し86%とやや遅れているので、処理量アップが重要な課題となっている。そのため、総合的な処理量アップ対策に県として取り組んでいる。
- ・豊島処分地は、土砂主体の仮置き土が依然として多量に存在し、掘削作業の支障となっているため、早期の処理が必要になっている一方で、ロータリーキルン炉の稼働率が平均で約40%と低い状況なので、ロータリーキルン炉を有効活用し、仮置き土を高温熱処理することによって処理量アップを図ろうと考えている。
- ・この計画については、平成 18 年 12 月の第 10 回の管理委員会で検討することが承認されたが、当初は無害化して、それらを公共事業等の覆土として利用するという計画を提案した。その後、管理委員会の指導・助言を得ながら、処理条件を変更して、5 回に亘り、無害化処理するための実証試験を繰り返し、それらの結果を平成20 年 3 月の第 14 回の管理委員会で報告を行った。報告内容は、ダイオキシン類及び鉛、砒素以外の重金属は無害化できたが、試験条件により、鉛又は砒素が土壌環境基準を若干超過するなどの課題が残ったというものである。
- ・この管理委員会において、セメント原料としての有効利用も含めて、処理した後の 有効利用方法を幅広く検討してはどうかという助言があった。
- ・これを踏まえ、覆土以外での有効利用方法を調査した結果、高温熱処理した仮置き 土は、セメント原料として利用可能であるとのセメント会社からの内諾を得た。
- ・県は、管理委員会の先生方に個別に説明して、高温熱処理した仮置き土をセメント 原料に利用することについて基本的なところで了解を得た。
- ・仮置き土は、暫定的な環境保全措置工事により、西海岸、中間保管・梱包施設や高度排水処理施設の建設地、南斜面及び南飛び地を掘削し、処分地内の廃棄物層主要部に移動した廃棄物及び汚染土壌であり、廃棄物が混ざった汚染土壌である。
- ・処分地の残存量と処理量は、処理が始まる前の平成15年9月は91.5千㎡、平成20

年3月末は、処分地の残存量については43 千㎡、処理したものは48.5 千㎡で、まだ、かなりの量が処分地に残っている。

- ・土壌環境基準の項目の化学分析をしたところ、鉛が基準 $150 \,\mathrm{mg/kg}$ に対し $2 \,\mathrm{fe}$ 度超えている。また、ダイオキシン類は、基準 $1,000 \,\mathrm{pg}$ -TEQのところ、 $1,800 \,\mathrm{e}$ と $2,600 \,\mathrm{re}$ で基準を超えている。他の項目については全て基準以下であった。
- ・高温熱処理した仮置き土の性状は、ダイオキシン類については、基準は 1,000 p g TEQだが、処理した後は平均で 1.7 p g TEQ、最大でも 9.1 p g TEQで、 100 分 1 以下に無害化処理されている。
- ・処理した仮置き土のサンプルをセメント会社が分析したところ、ケイ酸、酸化アルミや鉄などの無機物の小計が 99.53%で、水分は 0.3%とほとんどないということだった。発熱量はカロリーで書いているが、全く発熱量がないということは全て有機物は分解されて、もう分解するものはないということである。塩素イオン濃度は、セメント原料としてたくさんあったら困るという性質ものだが、これはセメント会社では基準1,000以下だが、これが500以下ということで問題がないということである。R2O(全アルカリ量)もたくさんあればセメントにしたときにひび割れがするという物質だが、こちらのほうも問題がないということで、セメント原料として有効利用が可能であるという結果が出ている。
- ・4 ページは、仮置き土の処理方針で、仮置き土を豊島の方で掘削してから、直島で処理する工程を記している。仮置き土全部を処理できるわけではないが、土砂主体のところを取り、掘削・篩い分け(これまでは 30 c mのバケットで篩い分けをしていたが、できるだけ廃棄物を少なくするということで、10 c mのスケルトンバケットで篩いを行う。)、その後現在使っているコンテナダンプトラックに仮置き土を積み、太陽で海上輸送を行う。
- ・直島側では、溶融不要物受入ピットに仮置き土を移して、キルン炉でダイオキシン類を分解した後、飛散しないよう水分量を調整して、セメント会社に送るということを考えている。
- ・投入量については、ロータリーキルン炉の能力いっぱいの24トン/日、炉の出口温度は、850℃前後くらいで高温熱処理をしたいと考えている。運転時間は、24時間連続運転で年間300日くらいを考えている。その他の条件として、これまで実証試験で仮置き土を無害化するために炭酸カルシウムとか塩化カルシウムの薬剤を使っていたが、それらの薬剤を使用せずに高温熱処理することにしている。

○住民側

・セメント会社で分析したのは1検体だけか。というのは、2ページの表1の平成19年1月に調査した処理前の性状と、3ページの表4の高温熱処理後の成分分析結果をみると、例えば酸化ケイ素が、表4だと71.23%だが、検体を計ったものだと55.4から67.1%、酸化アルミにしても12.03が17.1から19.3、鉄も4.08が6.3から16.6と外れているが、これはセメント会社が計ったものと以前計ったものとが、たまたま数字が合わないだけだとして、これでもって処理できます、という判断ができるのか疑問である。

・ロータリーキルン炉で高温熱処理せずに、そのままセメント原料として処理できる のなら、地球温暖化防止で二酸化炭素の排出量を減らそうということに逆行しない。 わざわざセメント原料として2回も高温熱処理するのはいかがなものか。

○県側

- ・セメント会社に送ったものは1検体だけだが、仮置き土の性状としては、こういう ものであるという前処理の段階のものや、これまでの実証試験の結果を全部渡した 上で判断してもらっている。
- ・そのまま送ってはどうかということについては、セメント会社のほうから、ダイオキシン類については、無害化をしてください、基準以下にしてくださいということがあり、私どものほうでは土壌環境基準を超えているので、セメント会社が受入できるように基準以下にして出していきたいということで、これまでキルン炉で焼いたものについては基準の1,000 pg-TEQに対して、最大でも9.1 と100分1以下になっているので内諾をいただいた。

○県側

・組成が違うということでご指摘があったが、2 ページの表は処理をする前のもの、 それから3ページのほうは焼いて処理が終わった後のもので、若干、水分などがず れているところがある。

○住民側

・ダイオキシン類の濃度が高いから、セメント会社としては受け入れられないのか。

○県側

・セメント会社は、ダイオキシン類を気にしており、環境基準を達成したからいいというのではなく、受入基準を持っている。

○住民側

・今上に残っている 4 万 3 千㎡のうちのどれだけを処理するのか。ロータリーキルン 炉で処理ができるのは、あと 5 年くらいで、1 日 24 トンなので、40%稼働するとい う話があったが、半分の年間 150 日くらいだったら 2 千トンから 3 千トン、5 年で 1 万 5 千トンである。50 万トンの内の 1 万トンでも処理量がアップすればよいとい うことでの提案ということでよろしいか。

○県側

・仮置き土については、溶融処理している部分もあるので、残された部分を、今現在 稼働能力に余力のあるロータリーキルン炉で少しでも焼いて処理を加速したいと いう考え方である。

○住民側

・ロータリーキルン炉で処理した仮置き土が、土壌環境基準を超過したものがあってでもセメント原料にするのか。そうであれば、調停条項でいう直島の県の処理施設で行うということに合致するのか、という疑問点がある。

○県側

・現在、直島の県の施設で出てくる飛灰等についても、三菱マテリアルの施設に直送して、そこで完全に無害化している。直島の県の施設で無害化して資源として利用するというのが原則だが、今回の仮置き土も、セメント会社で完全に無害化できるということなので、基本的には調停条項に沿った処理だと考えている。

○住民側

・飛灰処理については、調停の時には、まだどうするといった具体的な議論はなかったので、調停条項に合致しなくてもどうこう言えないが、あとは全て調停条項が該当してくると思う。だから、する、しないでなく、ただ単に県が単独でやるということには疑問があるということを言っているだけである。

○県側

・県としては、基本的には自前の施設で無害化をした上で、資源にするということが 大原則だと考えているが、今回の件については、調停条項の規定に沿ったものとの 理解で今まで管理委員会にも諮り、実験も重ねてきたという解釈をしている。

○住民側

・ロータリーキルン炉で無害化できるのであれば、お金を入れてセメント原料化する 必要はないと思う。

○県側

・当初は覆土に使えないかということで始まった実験であったが、処理量が追いついていない状況を何とかしなければならないということで、管理委員会にも諮って、 完全に無害化できる施設に受け入れていただけるということで提案した。

○住民側

・ダイオキシン類だが、仮置き土そのものは廃棄物が混じっているから、どこを計っても環境基準を超えると考えているのか。

○県側

・全てが環境基準を超えているとは思っていない。実際分析すると低いものは数百となっているが、セメント会社の受入基準が非常に厳しいもので、一度焼却しなければ向こうの受入基準に合わないということである。

(4)処理の遅れの対策について

(5) 廃棄物の量の特定について

○住民側説明

- ・今まで県から処理量アップ方策ということで聞いているのは、ロータリーキルン炉で処理したものをセメント工場に持っていくという話でなく、直下土壌の水洗浄処理とかいろいろあったと思う。今まで県が言ってきた処理量アップ方策というものは、調停条項には合致しないと考えている。
- ・廃棄物などの総量は今まで3回県から聞いている。調停の時、特措法の事業計画のときは67万5千トン、次は平成15年の9月18日から平成16月3月31日までの15年度事業での実績から16年度に設定したのが592,289トン。この3回だが、実際どれが正解か、はっきり掴んでもらわないと遅れがどうと言われてもどうにもならない。容量は変わらないのに重量だけがどんどん変わっていくのはおかしい。
- ・調停条項に沿った処理で、県議会に話した平成 24 年度末までに終わるのは理想だと思うが、それができなくても、調停条項の期限、すなわち平成 28 年度末までには処理は可能だと思う。
- ・当初発表した一番最初の時は 679,766 トン、それから今まで処理した分を引いて、1年間の平均で割ったら、平成 28 年 7 月 16 日に終わる。産廃特措法申請時の 67 万 5 千トンあったとしても平成 28 年 6 月 13 日に完了する。それから平成 16 年度の 592,289 トンの場合だったら、平成 26 年 10 月 24 日に終わる。この資料の 1,2,3 の どれをとっても、県が議会に報告した平成 24 年度末に終わるには、産廃の総量が 505,102 トンでないといけない計算になる。
- ・遅れを取り戻すのはいいが、調停条項から外れるのは問題がある。我々は住民に対して調印式の3日前に十分にその合意内容を説明し、合意内容に基づいて実施しますと住民に約束している。県も議会に対して調停の合意案を発表し、そこで了解をもらっている。原則はあくまでも調停条項に書いていることである。
- ・調停の調印式の知事のコメントも、調停条項に沿って実施しますとはっきりとコメントしている。だから、ものの考え方全て調停条項にあると思っている。

〇岡市会長代理

・住民側としては、調停条項に沿った期限内に完了すればよいということですね。

○住民側

- ・調停条項に沿った方策で処理して、県の希望する 10 年でやることが一番望ましいが、私個人の考えだと、今の状況では無理だと思う。
- ・全量については、59 万 2 千トンをはるかに超えて 67 万 5 千トンくらいになること は間違いないだろうと想定している。

○県側

- ・全体重量については、できるだけ早く管理委員会に報告したいと考えている。
- ・財政状況が非常に厳しい中で多額の処理費がかかる。国の支援金は、平成 24 年度

末が期限となっているが、それまでに処理を終えることが県としても持ち出しが少なくて済むし、ひいては県民の負担も少なくなる。

・そういう意味から、少しでも処理が加速できるように新たな処理方策を考えており、 今回提案した仮置き土の高温熱処理もそうである。処理後の土砂がセメント原料と して有効利用できるということであり、また、セメント会社の受け入れの承諾を得 ているし、管理委員会の先生方からも技術的な承諾を得ているので、この方向で実 施したいと思っている。

○住民側

・税金を使うのだから早く終わらせることはいいのだが、調停条項は、我々が 17 年間闘ってきた汗と涙の結果であり、今の考え方は調停条項しか考えようがないということである。

○住民側

・産廃特措法の対象の事業というのはどういう計画を出しているのか。仮置き土の高 温熱処理という提案は入っていないわけですよね。国に提出した計画を見せてほし い。コピーをいただきたい。

○県側

- ・産廃特措法に基づいて支援金をもらうために国に出した計画は、今でも閲覧可能だし、お見せすることはできる。ロータリーキルン炉での仮置き土処理は、我々は計画の中の泳ぎしろだと思っている。
- ・年次の数字も違ってきているし、金額についてもかなりずれが生じてきているので、 一度は計画変更が必要と思っているが、今回の提案が、計画に直ちに影響するとは 考えていない。
- ・国に提出した計画のコピーはお渡しする。

○住民側

- ・処理が遅れておりそれをどう挽回するかという議論になっているが、そもそも何に 対して遅れているのかということを、この場で整理しなければいけないと思う。
- ・調停条項では、平成 28 年度末までに終わらせるということであり、現状のままの 処理では平成 28 年度末に間に合わないということではないということですね。
- ・調停が成立した時点では特措法はなかった。だから、2000年6月1日に県議会で議 決したときには、国の支援をもらいなさいよ、という要求は議会からはあったが、 まだ法律がなかったので、どういう形で費用負担をすることになろうともその時点 では県の事業として、これを 28 年度末までに終わらせますよということで、県議 会は了解をしたはずである。
- ・その後特措法ができ、本来なら過去の事件については遡及しないが、豊島事業については遡及させるということで、国の支援を受けることができるようになった。
- ・県は、24年度末までに事業を完了させますという計画を提出した。これに対して間

に合いそうにないということですね。今の調停条項に反するかどうかは、議論があるのかなと思うが、どこかで修正というのがいるのかもしれない。

- ・元々は豊島に中間処理施設をつくり、そこで無害化をするという議論を途中までは 行っていた。これは県議会の了解がなかなか得られないということで、というか、 その当時は豊島に中間処理施設をつくるんだったら、他のゴミも受け入れるという ような意見が県議会から出されてなかなか折り合いが付かなかった。
- ・調停の最後の方に直島案が、香川県のほうから調停委員会に提示されて、当時の技 術検討委員会で検討して今の処理に至っているということである。
- ・いずれにしても、直島で処理をするということ、そこで一旦焼却するということであっても、調停が成立したいきさつから言うと、調停条項に抵触する話かどうかを、 きちんと時間をかけて議論していく必要はあるのかなと思う。
- ・別に何もかも反対とか、なんでもいいですよとかいう話ではないが、非常に時間を かけて議論してできあがった調停条項だから、それに基づいて当時想定したことと 違う状況が出てきているわけなので、十分な議論が必要だと思う。
- ・県の解釈を確認したいと思っているが、今遅れているというのは、私たち住民との間の申し合わせに遅れているというわけではなくて、その後にできた特措法に基づく助成を受けるために提出した計画に対して遅れているのをできるだけ繰り上げたいということの提案なのか。まず、その点から確認したいと思う。

○県側

・特措法の適用が24年度までということもあって、処理期間を10年の計画にしている。税金を使ってやることなので、国の支援のある間に処理をしたいということもあり、何とか24年度末までに、仮に残るとしても最低限度を残して24年度末までに押し込みたいということで、調停条項の範囲内で、何とか最大限の努力をしたい、というのが今日の提案の主旨である。

○県側

- ・確かに、特措法そのものとの関係では、石井協議会員がおっしゃったとおりだと思うが、調停条項成立に至る間に、国がバックアップするという表明があり、それもあって調停条項に踏み込めたという要素もある。
- ・財政的な面は非常に大事で、それがあったからこそ、踏み込めたという背景があったことも是非ご理解いただきたい。国の助成制度の中で処理を進めるということ、 それは県の勝手ではないか、という議論もあるとは思うが、処理の実現を高める方策だということをご理解いただきたい。

○住民側

・日量 200 トンで年 300 日稼働で、年 6 万トンを処理する仕様だが、実際は、そうはなっていないものを県はクボタから受けたということ。仕様どおりになっておれば、こんなことにはならない。だから、皆さんの問題をわれわれの方に、持ってきているような気がしてならない。

○岡市会長代理

・両方の言い分があってなかなか収まりつかないように思う。こういう状態を私は管理委員会に話をするし、県からも技術的に十分に検討していただくように、管理委員会によく申し出ていただきたいと思う。

○豊島住民傍聴人

・仮に 24 年度末までに処理が終わらなかったとしても、何年延びても絶対に全部処理するという確約だけはしてください。また、上辺だけをきれいにして、下に残っているゴミを残して、それで完全にできましたではいけない。

○県側

・仮に24年度末までに処理が完了しなかった場合、24年度末で処理を打ち切るということはしない。

〇岡市会長代理

・県は、24 年度末がきたら、知らん顔するということではなくて、それに向かって、 技術的にどう解決すればよいか、解決できなければ、また、次の手段を当然県は考 えると思う。

○住民側

・前回や前々回に、全体的な処理計画や処理量アップのことについて、例えば、直下 土壌の水洗処理などの提案があったと思うが、その辺については、現段階ではまだ 出せないということか。今日提案された土壌の高温熱処理だけでは、24年度末まで に完了するという話にはならないのは確かなので、今後提案があると考えておいて よいのか。

○岡市会長代理

・それは管理委員会でもあと1,2年かけて検討していくことだと思うので、今後の 管理委員会の動き方を、皆さんも注視してほしいと思う。

○住民側

・ロータリーキルン炉による高温熱処理については、本日は県から提案をいただいて、 住民側からいろいろ質問して終わったという形にしておいていただきたい。承諾を したということではなく、提案があったということで理解をいただきたい。

○住民側

・県の提案に対して、疑義があるということを言いたいのであって、これでよろしいと言ったわけではない。もっと話をしていかなければならないと思っている。

〇岡市会長代理

- ・管理委員会のメンバーとして考えてみると、管理委員会でも、この件はかなり責任 を持って検討していかねばならないと思っている。
- ・遅れを今後どのようにして回復していくかは、非常に難しい問題を含んでいると思 うし、重油高騰を踏まえていろんな形で処理のスピードを上げないといけない。
- ・今提案があったロータリーキルン炉だが、これをやっていい、やるなとはおそらく 処理協議会では言えないと思っている。

○住民側

- ・ロータリーキルン炉で高温熱処理をして、セメント工場へ持って行くというのは、 無害化処理できなかったものを外部で処理するということであり、豊島住民として 受け入れられるかどうかについては、中で議論しなければならないので、今日は結 論が出ないと理解していただければと思う。
- ・公害調停でいう無害化処理するということができなかったものを外に持ち出して、 処理を別途委託するということを今後受け入れられるのかどうかということに発 展していくと思うので、そういう観点から、住民運動としてできるかどうかという ことも含めて検討したいと思う。

○住民側

- ・9月に管理委員会が開かれるので、そのあたりで1度、全てのことの計画の見直しをやっていかないと、今後うまくいくかどうかわからないと思う。
- ・だから、ロータリーキルン炉の熱処理に関することを個別にやっていくのではなく、 すべてのことの今の現状をもう一回共通の問題として検証して、それで新たな形で どうやって処理して行くのかを考えたい。
- ・調停成立後、実際に事業に移って一生懸命にやっていることは認める。やったけれどもうまくいっていない。4割くらいしかできていない、つまりこのままいくと県の計画は8割くらいしかいかず2割残る。次にどういう方策でいくのかということを全部出し合って出てくるのがだぶん9月の管理委員会だろうと思う。
- ・共通の敵は産廃であることは確かであるが、小手先のことをやってはだめ。見直していかないと。だから、今日は結論は出さない。9月にすべてを出してそこから始めなければならない。早急な対策を立てないといけないが、今の段階で個別にやっても仕方ない。

○岡市会長代理

・住民会議の方の意見が分かったと思うので、これを踏まえて、9 月に向けて県側あるいは管理委員会と協議していきたいと思う。

○住民側

・今日の議事録は県側、住民側というのではなく、名前を記して、はっきりと責任の あることが分かるようにしてほしい。

〇岡市会長代理

・誰が、どういうふうに発言したかという、発言者の名前をちゃんと書いておいてく ださい。今までの議事録はそうなっていないのか。

○事務局

名前を入れています。

(6) その他

①事業報告会について

○住民側説明

- ・処理の遅れに対して、汚染土壌を水で洗浄するとか、今日提案があったロータリー キルン炉で焼いてセメント工場へ持って行くとか、いろいろな方策がいま話されて いる。そのあたりの説明を、管理委員会の先生方に豊島においでいただき、住民が 納得できるような易しい言葉で説明していただき、豊島住民がそういった問題を共 有できるようにしていただきたい。
- ・処理の遅れと残存量の特定の件だが、我々が現場へ行って見た感じでは全体量の 4 割が撤去されたという感覚にはとてもならない。大きな山の頂上部分がなくなった というくらいな感覚しか持てない。管理委員会の先生方からはこのあたりの話もしていただけたらと思う。
- ・先日の県と住民との事務連絡会で、9月14日あたりに設定しようということで我々に話があったが、もう決まっているかお尋ねしたい。

○県側

- ・ 先般、永田委員長のところに、仮置き土の件のことで協議に伺った際に、この話を したが、先生から、もう一度住民の皆さんに、会の開催の主旨とか会議の中身、誰 が誰に対して何を聞こうとしているのか、その辺の考え方について、もう一度確認 してほしいというお話があった。
- ・我々の理解としては、管理委員会の先生方に直接お話を聞くという主旨での開催だ と聞いている、と先生にはお伝えしているが、そういう主旨でよろしいか。

○住民側

・そうです。

○県側

・先生のお話では、これまでも管理委員会などで住民の皆さんに傍聴していただいているし、質疑等の時間も取っている、また、時間が足らないのであれば、もっと管理委員会の中で十分な時間を取っていきたい、改めて直接的な会議というのはしなくてもよい、もし、説明が足らない、時間が足らないというのであれば、文書を出していただければ、管理委員会の責任として回答するということだった。それで、もう一度住民の方の主旨を確認してください、ということであった。

○住民側

- ・我々は管理委員会に出て話を聞いているので、大体の流れは分かる。ただ、一般の 住民の方は、ほとんどそういう会にも出ないので、今日、たくさんの方に傍聴して いただいているが、いきなり話を聞いても、よく分からないと思う。
- ・先生方に豊島にお越しいただいて、処理の遅れについて、管理委員会は県から提案 があって、こういうことをやっていると、それで将来的にはこうなっていくだろう ということを、住民にわかるように説明していただければと思っている。

○県側

・そういう主旨を先生にお伝えしたが、管理委員会としては、技術的な意見を言うという立場にあるので、これからも管理委員会の責任としてそれはやっていくのだけれども、住民の方々に直接、管理委員会の先生が説明する、という形の開催についてはどうなのかなとおっしゃっている。

○住民側

・住民側から永田先生に直接申し入れた方がよいか。

○県側

・今のような主旨であれば、なかなかご理解いただけないという感じはする。

〇岡市会長代理

・今までこの協議会の議事録は、管理委員会に回っていないわけだから、皆さんの今のような意見が通じにくい。そういった意味で前回の管理委員会で私は、処理協議会の内容を管理委員会で報告することを提案させてもらった。議事録を管理委員会の前に永田委員長その他の委員に回すことも考えられる。

○住民側

・直接、こちらのの意思を管理委員会に伝えて、働きかけたいと思う。理解ができる ようにこちらから説明して、やってもらうようにしたい。

〇岡市会長代理

・この件は、私はもっと簡単に考えていたが、どうもうまくいかないようなところも あるので、少し時間をかけて話を聞くようにしていきたいと思う。

②豊島・島の学校について

○住民側説明

- ・今まで5回開催し、今年も8月22日から24日までの2泊3日で開催を予定しており、申し込みを受け付けている。全国から60人から70人くらいの方が参加されるのではないかと思う。
- ・今年は、早稲田大学の永田先生や京都大学の環境経済学の植田先生の講演や、パネ

ルディスカッション、目指すべき循環型社会と豊島、豊島の現状と未来という形で、「豊島・恵・自立」というテーマのもと開催するので、県の皆さん方も出席いただければと思う。

③豊島学(楽)について

○住民側説明

- ・豊島学びの島構想から豊島・島の学校ができ、第5回のときに、実際に集まった人たちが、その時だけで解散してしまうのはもったいない、共に考えて創っていこうじゃないか、ということで、豊島学(楽)会が発足した。去年の春に第1回の発表会、今年の春に第2回の発表会をして、8から9題の研究が発表されている。
- ・豊島の歴史、古代から現在に至るまでのいろんな形での豊島の人も知らないようなこと、新たな事実が発表されている。今後ともこういう形で環を広げて行って、共に考え共に創っていきたいと考えている。一人でも多くの行政に関わる人も参加していただきたい。

○岡市会長代理

・これをもって、今回の豊島廃棄物処理協議会を終了する。いくつかの宿題が残っているが、何とか解決し回答を出していきたいと考えているので、皆さん方のご協力をこれからもよろしくお願いしたい。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が 署名・押印した。

平成20年 9月 9日

議事録署名人

議 長 岡市友利

協議会員 安岐正三

協議会員 吉田隆則